

平成 31 年 4 月 15 日

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者の商号・所在地
(株) 九電工
福岡県福岡市南区那の川一丁目 2 3 番 3 5 号
- 2 指名停止期間
平成 31 年 3 月 10 日 から 平成 32 年 3 月 9 日まで (12 ヶ月)
- 3 指名停止の理由等
同社の社員が、平成 31 年 3 月 9 日に公契約関係競売入札妨害容疑で、平成 31 年 4 月 3 日に談合容疑で福岡県警に逮捕されたため。

上記のことについて、遠賀町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置規程指名停止措置要件別表第 2 第 2 号及び第 7 号 (下記参照) に該当するため。

別表第 2

(贈賄)

2 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が福岡県の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 1 ヶ月以上 12 ヶ月以内
--	------------------------------

(競売入札妨害又は談合)

7 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者の役員または使用人が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 1 ヶ月以上 12 ヶ月以内
---	------------------------------